

・現状分析

- ・ 現行の制度では、被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高齢者に対し、65歳に達するまでの期間について、60歳以後の各月の賃金の15%を支給している。
- ・ 一方、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）による高齢者雇用確保措置の進展等を踏まえ、令和2年3月の雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により、高齢雇用継続給付の給付率を見直し、令和7年度から新たに60歳となる労働者への同給付の給付率が10%に縮小される（令和7年4月1日施行）。

課題

- ・ 令和7年度から新たに60歳となる労働者への同給付の給付率が10%に縮小される（令和7年4月1日施行）が、単に高齢労働者への給付が縮小するのであれば収入の減少につながり、高齢労働者の雇用の安定が損なわれるおそれがある。（参考：令和元年度の高齢雇用継続給付の受給者数約57万人、支給総額179,256,039千円）
- ・ したがって、令和7年度の施行に向けて、企業における高齢労働者の処遇の改善にむけた取組を支援する必要がある。

事業概要【新規、モデル、大幅見直し】

○雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から60歳から64歳までの高齢労働者の処遇の改善に向けて取り組む事業主に対し支援する。

（助成内容）
 当該事業所に雇用される労働者（申請対象期間の初日において雇用されている者に限る。）に係る、賃金規定等改定前後を比較した高齢雇用継続給付の減少額に、以下の助成率を乗じた額を助成

- ・ 大企業：2/3 中小企業：4/5

※ 助成率は令和4年度までの率。令和5・6年度は、大企業：1/2、中小企業：2/3とする予定。
 ※ 6か月に1度申請、最大4回（2年間）まで申請可能。2回目以降も、初回の申請時に適用された助成率を適用。
 ※ 令和7年度には、助成率を大企業：1/3、中小企業：1/2とし、申請回数も最大2回（1年間）までとし、同年度限りで廃止する。

